

令和4年3月4日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の3件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 斎藤、平松、井形

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	総合栄養食品	アイソカルサポート 1.5 Bag (バッグ)	ネスレ日本株式会社	4140001033865	アイソカルサポート 1.5 Bagは、食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品で、疾患などにより通常の食事では十分な栄養を摂ることが困難な方に適しています。	第2021018号
2	とろみ調整用食品	ネオハイトロミールスリム	株式会社フードケア	3021001013779	本品は、えん下を容易にし、誤えんを防ぐことを目的としたとろみ調整用食品です。	第2021019号
3	とろみ調整用食品	明治かんたんトロメイク	株式会社明治	4010601028138	本品は、食事時の誤えんを防ぐため、食べ物や飲み物にトロミをつける事ができるとろみ調整用食品で、えん下困難者が食事や水分を摂取する際の使用に適しています。	第2021020号